2021年12月4日(土) 10:00~12:30 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター With youおきなわ オンライン研修(ZOOM)

「男性性被害•援助者暴力」

付:平和学

玄野 武人(クロノタケト)
「RANKA」「プラタナスの木陰」「Dクラブ」主宰

本日はお招きいただきありがとうございます! 皆様にお会いできることを楽しみにしておりました。 みなさまからいろいろとご教示いただけたら幸いです。

- ①【お願い】動画や写真の撮影はご遠慮ください。当日参加できなかったメンバーの方のためには、センターが撮影しております。
- ②「男性の性被害」「援助被害」「私の被害から回復の物語」「平和学」で「出前講座」をお引き受けしています。
- メールでご連絡ください。<u>ranka222@kitty.jp</u>
- ③「If He Is Raped第2章」: 男性性被害と援助者暴力の専門サイト http://ifheisraped.web.fc2.com/

- ④講和中にお話する事例は、特定の個人の事例ではなく、報道事例や 複数の事例から構築した内容です。プライバシーに配慮しております
- ⑤自助グループ(上の3つを主宰)
- ※自助グループは当事者のグループで、回復に貢献する
- ◆「プラタナスの木陰」援助暴力・セカンドレイプ(二次被害)・守秘義務違反などの被害者のグループ
- ◆「RANKA」(蘭香)男性サバイバーの自助グループ RANKA公式サイト: http://ranka21.blog.fc2.com/
- ◆「Dクラブ」解離(dissociation)の障害をもつ被害者のグループ
- ◆「輝け!」自助グループ運営者のためのグループ
- ◆「隣人の会」サバイバーのパートナーのための会・終了

男性性被害のウソ・ホント

次の質問に、「そう思う」ときは〇印を、「そう思わない」ときは×印で、()内に答えてみましょう。

- ① 男の子がレイプされることはない。()
- ② 成人の男性が、セクハラや盗撮などの性被害を受けることはない。()
- ③ 男性は女性より、性的虐待を受けてもそれほど傷つかない。 ()
- ④ 男子中学生によるズボン脱がしは、成長期の少年達によく みられる遊びである。()

- ⑤ 男性を性的虐待するのは、同性愛の男性である。()
- ⑥性被害を受けた男性は、将来、同性愛者になる。()
- ⑦ 男性が性虐待を受けた時、気持ちよく感じたり勃起や射精をしたら性被害ではない。()
- ⑧ 女性が男性をレイプすることはない。()
- ⑨ 性的虐待を受けた少年は、将来、性的加害者になる。()
- ⑩カウンセラー・精神科医・施設職員などの援助職が、男性の性

被害者にわいせつ行為をすることはない。()

解答は、すべて「×」です。 事実ではありません。

その理由を次に述べます。

男性の性被害率

①2017年6月に強姦罪が改正され「強制性交等罪」が成立。 男性もLGBTも初めてレイプ被害者として法的保護を受けられる ことになった。

「性器性交」「肛門性交」「口腔性交」がレイプの対象である。

- ②刑法改正後の2018年の強制性交の被害件数1307件のうち、男性の被害は56件(約4%)。
- 強制わいせつは5340件のうち、男性の被害は188件(約4%) (『令和元年(2019)犯罪白書』第6編第1章第1節3)。
 - ※2018年上半期の強制性交等罪の男性被害は29件。

- ③男性の1.5%(約67人に1人)、女性の7.8%(約13人に1人)が、「無理やり性交等された被害経験がある」と回答。 (平成30(2018)年3月・内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(概要版)。
- ※内閣府は1999年から調査をしているが、この項目に関して男性も調査対象に含めたのは初めて。
- ④未成年男子のなんらかの性被害率は欧米の複数の調査から、4人に1人(Richard B. Gartner, *Betrayed as Boys*, P24)。 ※女性はおよそ2人に1人。
- ⑤日本の高校男子の性被害率は、5人~8人に一人(「高校生の性暴力被害実態調査」2004年)。

- ⑥LGBTQ+の性被害は海外の調査では、2~5人に1人。参考「<u>Human Rights Campaign</u>: Sexual Assault and the LGBTQ Community」
- ⑦男性性被害の加害者の性別は、男性が6~9割で、女性が4~1割、両性から被害を受けた男性も少なくない(上記 Betrayed as Boys)。10代の少年による加害も多い。
- ⑧被害の種類は、女性の被害形態とほとんど変わらない。被害者もO歳男児から成人男性まで。

- ⑨加害者にも特定のイメージはない。あらゆる職業、年代の加害者がいる。
- ⑩職場では約1割の男性がセクハラ被害を受けている。1998年 新潟県調査、1998年鳥取県調査、2001年EU調査(報道)。
- ①「強制性交罪」の名称を、「性暴力罪」にしてほしい。被害者は性交(セックス)したのではなく、暴力(レイプ)をうけたのである。
- ◆特に監護者強制性交などでは、「刑法とケアの一体化」が必要である(近代法の限界)。
- ◆セラピストによるレイプも監護者強制性交罪で裁けるようにするか、別の犯罪カテゴリーを設けるべきである。

男性の性被害の報道事例

男性性被害の加害者の多くは顔見知りで、未就学男児から成人男性までさまざまな性被害がある。女性のケースとほとんど変わらない。以下に報道事例を紹介する。

- ①【児童ポルノ】保育園で2歳男児の裸を撮影した男性保育士を逮捕 (産経・2010年)
- ②【強制わいせつ】 小学2年の男児への強制わいせつで30代男 を逮捕、「ポケモンカードをあげる」と声を かけて下半身を触った疑い(産経・2009年)
- ③【わいせつ行為】教え子の男児ら5人の体を触るなどした元男性小学校教諭に実刑判決(毎日·2003年)

- ④【大学でのセクハラ】男子大学生にセクハラした疑いで、大学の男性助教授が辞職(時事通信・2001年)
- ⑤【性的いじめ】男子中学生2人が下級生のズボンを脱がし下 着姿を撮影、警察が強要と暴行の疑いで書類送検(西日本新聞・ 2006年)
- ⑥【性的いじめ】中2男子が自殺、同級生からズボン脱がしのいじめにあっていた(共同通信・2006年)
- ⑦【児童ポルノ】 男の子の裸の画像を多数ネットに掲載した 巡査を逮捕 (朝日・2001年)
- ⑧【下着泥棒】 教諭が中学生少年のズボンやパンツを強奪 した疑いで逮捕 (朝日・2008年)

- ⑨【男子を買春】未成年の少年を買春相手として男に紹介した として40代男性を逮捕 (産経・2009年)
- ⑩【わいせつ目的の誘拐】 男子専門学校生を連れまわした30代男を、わいせつ目的略取誘拐で逮捕(毎日·2003年)
- ①【痴漢被害】東京都において、男性への痴漢行為で1年間に19人の男を逮捕(読売・2002年)
- ①【成人間のわいせつ】 男性障害者(30代)への強制わいせつの容疑で支援グループの男性職員を書類 送検(沖縄タイムス・2001年)
- ③【同上】大阪で、男性加害者2人が20代から40代の男性10人に、 睡眠薬を飲ませ性的暴行(準強制性交・強制わいせつ)、実際の 被害者は200人以上に。(朝日 2020年9月4日&2021年3月4日)

- 個【セクハラ】 職場における男性から 男性へのセクハラで、被害男性が裁判所に提訴(西日本新聞・2000年)
- ⑤【セクハラの管理責任】職場での男性同士のセクハラの訴え を放置した上司2人の監督責任を問い訓告処分(朝日・2008年)
- ⑩【女性加害者】 中2男子と性的関係、20代女性教諭を懲戒免職(産経・2008年)
- ①【女性加害者】中3男子へのわいせつ行為で、母親代わりの30代女性に懲役の判決(毎 日・"m年)
- ⑩【女性加害者】 40代の女性家庭教師が、ホテルで中学生男子にみだらな行為、条例違反で逮捕(毎日・2005年)

男性性被害の偏見と事実(いわゆる「レイプ神話」)

【偏見1】男性は性被害にあわない。

⇒事実は、未成年の少年も成人男性も、さまざまな被害にあっていることは上述の通り。

【偏見2】男性はセクハラされても、女性ほどに傷つくことはない。

⇒事実は、男女やセクシャルマイノリティを問わず傷つく。「あなたよりひどい人もいる」などの傷の大小の比較は厳禁。

- 【偏見3】男子中学生によるズボン脱がしは、少年たちによくある遊びである。
- ⇒事実は、同級生からの性暴力やわいせつ行為である。 自殺した少年もいるので、ズボン脱がしなどの相談を軽 視しない(玄野2009参照)。女子の性的いじめの被害もある。
- ◆性的いじめは自尊心をターゲットにした性暴力。深刻な後遺症を残す。 特に<u>被害時より被害後のほうが深刻であることに注意を払うべき。</u>
- ◆被害の現場であり、加害者のいる学校に通うことは苦痛。
- ◆加害生徒・保護者・学校の共犯関係が孤立無援を生む。
- ◆性的いじめは学校外で起きれば犯罪。成人間で犯罪となることが、学校内では犯罪とならない。

学校関係者・養護教諭・保護者向けに書いた 男子の性被害者への支援について

- ※「If He Is Raped第2章」(http://ifhe.web.fc2.com/)からダウンロード可。
- ①玄野武人「男子の性暴力被害者を支援する」(『こころとからだの健康』2018年)。
- ②玄野武人「男子の性被害を見逃さないで」(『教育』2009年)。男子への性的いじめが性暴力であることを書きました。女子への性的いじめの事例も言及しています。

- 【偏見4】加害者は同性愛の男性である。
- ⇒事実は、そうではない。
- ◆異性愛者が同性愛者を辱める目的で性的な標的とすることもある。同性愛者による性暴力もある。
- ◆なお「同性愛」と「同性間の性暴力」の区別をできるようにしておく。 すなわち、「同性愛」とは成人の動静が互いの合意のもとに同性同士が愛し合うこと。

「同性間性暴力」とは相手の合意を無視して性的な接触をおこなうことや、子どもに性的接触を行うこと。

- 【偏見5】被害男性は将来、同性愛者(ゲイ)になる。
- ⇒事実は、そうではない。
- ◆性的指向性がゆらぐという相談に対しては、後遺症の一つとしてしばしば見られる自然な反応であることを伝えて安心させる。
- ◆相談内容にもよるが、性被害とは別に本人にとって自然と感じられる性的指向性を選んでもよいと助言する。もしくは自然とわかってくると助言する。
- すぐに性的指向性を決められない場合もある。

- 【偏見6】勃起や射精は合意の印である。
- ⇒事実は、合意した印とはならない。
- ◆加害者は後に同意だったと主張するために、わざと勃起や射精させることが少なくない。
- ◆そもそも勃起や射精は、<u>梅干を見ると唾が出る、寒さを感じて鳥肌が立つということと同じく、生理的な反応である。</u>
- そのため恐怖や暴力的な状況であっても起きる。
- ◆被害者には身体の反応とは別に、「つらかった」「嫌だった」と感じていれば、それは性被害であることを伝える。
- 相談員は、被害者のつらいという気持ちに注目し共感すること。 と。

【偏見7】女性から性加害されてラッキーであった。

⇒事実は、女性の加害者もいる。

女性からであれ、男性からであれ、子ども時代の早すぎる性的接触や、同意のない性的接触は傷つき体験となり得る。

女性は、腕力などの暴力や脅迫よりも、世話をする立場や、親密な人間関係を利用することが多いようだ。

- 【偏見8】被害少年は将来、性的な加害者になる。
- ⇒事実は、ほとんどが加害をしない。
- ◆この偏見のために被害少年が加者扱いされることを恐れて相談できなくなったり、本来のケアを受けられなかったりする危険があるため、この偏見は正さなくてはならない。
- しかし実際にさまざまな加害や触法行為がある。
- ◆特に強調すべき点は、加害や触法行為を防止するための もっとも重要な対応は、被害者が被害を報告し、それを周囲 の者が信じることである。
- 後に加害をしても、適切な支援を受ければ止む可能性がある

男性性被害者への支援のポイント

- ①男・女・LGBTとも支援の基本は一緒(←ポイント)。
- ◆女性への支援ができるなら、少し学べば男性への支援も 基本的にできます。
- ◆男女の大きな違いは上述の「レイプ神話」と、「男性は性被害にあうわけがない」「あったとしても傷つくはずがない」「傷ついたからといってそれがどうした」という社会の3重の否認。
- ◆したがって、相談窓口がない、もしくは少ないのが最大の問題。

- ②性暴力は、加害者と社会の共犯関係。社会的背景の違いを理解しておくと同時に、社会を変えることが大事。
- A) 女性への性暴力:女性差別
- B) 男性への性暴力:上述の3重の否認。
- C) セクシャルマイノリティへの性暴力:同性愛差別※事例
- D) 障害者への性暴力:障害者差別
- E) 援助者暴力の背景:援助者優位な仕組み(例えば裁判で立証責任が被害者にあるが)、仲間かばいの横行、倫理委員会の機能不全

- ③上述の3重の強固な否認などから、男性は「被害を意識化できない、話せない、信じてもらえない、情報・社会の理解・サポートもない」、あるのは社会による否認と二次被害だけという況に置かれている。
- 4 男性サバイバー側の問題としては、
- ◆被害と考えることが少ない。したがって報告しない、相談も 警察にも行かない、行っても二次被害で沈黙させられる。
- ◆「恥」と「男らしさ」のジェンダー意識が、開示を妨げる。
- ◆回復した男性サバイバーのモデルがない。

- ⑤男性サバイバーへの支援は、ときにより丁寧さが 求められる。
- ◆男性の性被害など信じてくれないだろうと思っているため、「あなたの話を信じる」「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」の3つの基本メッセージはきちんと伝える。
- ◆「それは性被害です」と明言することも大事。
- ◆通常、1回言えばすむところを、2回繰り繰り返すことで、被害者がより話しやすい雰囲気をつくる。

- ⑥次に回復への動機づけが大事。
- ◆男性は相談に訪れることが少ないため、「よく来てくださいました」「快復は可能です」「ご自身のことは話さなくてよいので、どんな支援が受けられるか聞いてみませんか」などと、将来に希望が持てることを伝える。
- (注)回復できない人もいるので「回復できます」とは 言わない。私は「回復は男性であっても可能です」「誰 でも人生を取り戻す権利があります」と言っています。

【まとめ;回復への「動機付け」の例】

- A) 「ここに電話してくれたことは希望がもてます」「被害にあったことはあなたの恥ではありません(あなたの男らしさを少しも傷つけません)」「それは性被害です」
- B) 「被害の詳細は話さなくてもよいので、どんな支援が受けられるか説明をお聞きになりませんか?」
- C) 「涙を流すことは良いことです」「怒りは回復のエンジンです」 「怒りの感情には良いも悪いもありませんが、行動にはあり ます」
- D)「回復の権利は、男女を問わず誰にでもあります」
- E)「回復は、自分で自分を癒す決意をすることが最初の一歩になります」等。

【セカンドレイプ(二次被害)となる言葉】

「なぜ逃げなかった」「男ならやりかえしてこい」 「男のくせにめそめそするな」 「性的いじめを受ける方にも問題がある」 「かわいそうに」 「あの先生は指導に熱心なあまり行き過ぎた」 「あの生徒はただの遊びのつもりだった」。

【家庭内性暴力の場合】

- ①親が加害者の場合、親を否定しないことが大事。
- ②「ひどい親だね」など親の悪口は禁句。親の「その行為」が間違っていたという。

例えば「親に殴られて痛かったね。殴られてもいい子どもはど こにもいないんだよ」「お母さんが君のパンツに中に手に入れ たことは、間違ったことだよ」などと言う。

③親からの性被害のサバイバーは、愛情と虐待の間に「折り合いを」つけることが必要となる。その折り合いの模索は、一生続くこともある。

【セクシャルマイノリティのサバイバーへの支援】

相談機関は、性被害者の中にはセクシャルマイノリティの被害者もいるという前提で支援に臨む(セクシャルマイノリティの人口比はおよそ5~10パーセントとされる)。

- ①「彼」「彼女」という性別を決めるける言い方を安易にしない。 日ごろから「あなた」「加害者」「相手」というようにする。声質から性別を決め付けない。
- ②警察や病院で更衣室やトイレなど希望出してもよいが、かなわない場合もあることを伝える。
- ③研修などを行って、相談機関みずからが積極的に支援する用意があることを示す。相談機関内にLGBTの当事者に参加してもらうか、LGBTの団体と連携を取っておく。

【支援者は自身の次の点を点検しておく】

- ①被害者の強さを認め敬意を払う。
- ②支援者に必要な資質は、敬意・正直・回復は可能だという信念。
- ③性的な話をリラックスして話せるようにしておく。
- ④自身が感じている性差別、セクシャリティについての疑問、セックスについて点検しておく。差別からは誰も逃れられないので、自身の気づきが重要です。
- ⑤自身が抱く感情に善い・悪いはないが、被害者に対する言動委は善い・悪いがある。

相談員・医師・セラピストなどの性別

①医師・相談員・セラピストなどの性別を選べる仕組みが望ましい。

ただし一般には被害者は性別より、支援者の職業・役職を優先する。特定の性別が全くだめなサバイバーもいる。

- ②ワンストップ支援センターの拠点が産科でも、他の医師と連携すれば問題はない。
- ③医療関係者にも二次被害を起こさないよう教育・啓発 が必要。→パンフレット作製。

医療支援

- ①男性の性被害者は、精神科・心療内科・カウンセリング以外に、小児科・外科・泌尿器科・救急外来に行くことが多い。→このような場所に男性被害者向けのパンフを置く。
- ②性器や肛門の損傷、外傷・打撲・骨折・脱臼、胃洗浄などの治療が必要となるので、二次被害をあたえずに治療、証拠採取、性感染症の対応ができるようにする。
- ③産科医での対応でも問題ないが、女性のいる待合室や裏口から招き入れられるのは少々困る。

- ④【重要】医療関係者は、最初に「医師の〇〇です」などと、役職と名前を名乗ってほしい。 治療の際も「治療しますから服を脱いでください」「まもなく治療は終わります」などと声掛けを基本通りしてほしい。
- ⑤性被害者にとっては、通常の歯科・眼科・胃カメラなども恐怖を感じることもあるため、普段から医療の基本を丁寧にしてほしい(サバイバーに優しい医療は全ての人に優しい医療)。

⑥恥の意識も強く、再診しない可能性もあるので、「よくきてくれました」「ちゃんと治療すればよくなります」「次回質問があれば何でも尋ねてください」などと、再診への動機づけに配慮する。

【重要】

- ①医療者とサバイバーは、治療に関してなんでも話せる関係になることが理想。
- ②ケガ・性病・証拠保全の心配がなく、味方になってくれる人がいると知れば、回復はより容易となる。
- ③サバイバーに優しい医療は全ての人に優しい医療。

予防と啓発

- ①学校関係者や保護者、地域の人たちに対して、「男子も性被書にあうこと、相談を受けたら信じて話を聴くこと」を発信する。
- ②男性性被害も含む性暴力の研修会 を開くことも効果的。

子どもの虐待防止プログラムの「CAPプログラム」を、各学校で実施することもおすすめ。子どもを怖がらせることなく、いじめ、誘拐、性被害への対応を教えてくれる。近くのCAPはネット検索。

- ③保護者に対しては、被害にあった子どもを責めないこと、信じて話を聴くこと、「話してくれてあがとう」と子どもに言うことが大切であると伝えてください。
- ④被害にあいそうになったときの対応としては、「いやと言う」「逃げる」「信じてくれる人に相談する」の3つを、子どもが小さなうちから教える。

男女にかかわらず水着で隠す部分を「プライベートゾーン」といって大切な部分だから、誰かに勝手に触られたら「いや」と言っていいんだよ、と教える方法もある。

男性サバイバーの妻・恋人・パートナーへの支援

①パートナー(配偶者や恋人)や家族を支援することは、きわめて重要である。

家族やパートナーがサバイバーを支援できるようになれば、サバイバーが安定する。

サバイバーが安定すれば、家族やパートナーが自分自身の人生を生きられるようになり、家庭の中に好循環が生まれる可能性があるからだ。

※家族には、家族が事故や病気になった時に例えて説明すると 良い。 ②家族への支援は、a)家族やパートナーの気持ちを充分に聞き、b)情報提供をし、c)家庭や経済環境を整えることが大事。 家族やパートナーにカウンセラー役をさせない。

③パートナーのための参考文献

◆Laura Davis Allies in Healing: when the person you love was sexually abused as a child (邦題 もし大切な人が子どもの頃に性虐待にあっていたら 青木書店)

◆グループ・ウィズネス『子どものころに性虐待を受けた人のパートナーのためのガイド』明石書店。

援助者暴力と多重被害者

- ①「援助者暴力」の被害者は複数の被害を受けた「多重被害者」で、その回復は一層の困難を伴う。
- ※援助者からのセカンドレイプ、性的虐待、守秘義務違反、暴言暴行、薬の副作用や多剤大量処方、和解の強要などを「援助者暴力」と名付けることは玄野が提案した。「プラタナスの木陰」はこれら身近な人からのセカンドレイプや援助者暴力などを受けた被害者のグループ。
- ②援助者暴力は深刻な社会問題。最速の対応ができる体制をつくること。

【援助者暴力などの報道事例】

- ①PTSDの女性クライアントを殴打し、カルテを改竄した精神科医(男)に、裁判所が賠償を命令
- ②性被害の女性クライアントに暴言をあびせた精神科医(男)に賠償命令
- ③性被害を受けた男性からの相談内容を漏洩した臨床心理士(女)の守秘義務違反に対し賠償命令
- ④性被害の女性が、弁護士(女)を守秘義務違反で提訴
- ⑤性被害の女性に和解を強要した弁護士を懲戒処分
- ⑥性被害者の申し立てに対し適切な対応を怠った大学の倫理委員会に賠償命令。

- ⑦ 保護した児童にわいせつ行為をした児童相談所の男性職員を逮捕
- ⑧ 相談に来た女性に、男性の相談員がセクハラ、懲戒処分
- ⑨ 精神科に入院の男女にセクハラした看護師を懲戒、院長らも監督責任で懲戒
- ⑩ 患者にストーカーした精神科医を逮捕
- ① 日本医師会がクライアントに性的暴行した精神科医を除名 (米田倫康『もう一回やり直したい』萬書房、2019年)
- ① 米国で、女性クライアントに、不正な性的接触などを行った日本人の女性精神科医を免許停止。

【援助被害が起きた時の大原則】

「真実を話して謝罪しましょう!」

※被害者に「嫌なことがあったけど、きちんと対応してくれたから、もう一度相談してみよう」と思ってもらえる対応がゴールです。

※そのためには責任者や倫理委員会などは関係者にすべてを正直にはなしてもらうことを義務付けておくことが大事です。

- ③精神科医・カウンセラー・弁護士など支援者にかかる前に伝えておくべきこと
- A) <u>おかしいと感じたら、自分の直感を信じて離れてもい</u> いことを伝える。
- B) 性的搾取や暴言暴行、相談内容の漏洩などをおこなうセラピストや支援者がいること。
- C) その場合、通うことを止めたり、誰かに相談する(できたらセラピーの倫理に詳しい人に)。
- D) 学会などに通報する(警察も視野に入れる)、証拠を保全する。→証拠保全のポイント

- ④【ポイント】援助者に「説明責任」と「立証責任」の2つを課しておくことが必須。倫理委員会には関係者にすべてを正直にはなしてもらう権限と責任があることを明文化しておく。隠蔽したり、ごまかしたときは最も重い処分とする。
- ⑤援助者暴力の解決は、
- a)真実説明、b)被害者の治療・エンパワメント、c)謝罪・賠償、d)必要な一連の措置(報告書作成、論文回収、関係機関への説明等)、e)個人と組織の再発防止の全てを行う。

- ⑥ミスは誰にでも起こり得るので、すみやかに謝ることが大事。対応例は「意に反して良くないことが起きてしまいました。 あなたへのケアと説明を最優先します。情報はすべてお知らせします」「傷つけていたことに気が付かなくて、ごめんなさい。まずはお話をお聞かせください」。
- ⑦ミスをした援助者に対する周囲の人の安易な助言や、仲間かばいは厳禁。周囲の人は問題を起こした援助者が、恐れを克服し、真実を話し、必要な責任を果たせるよう励ましていくことが大事。
- ⑧真実を話さなかったり責任を取らなかったと判断される援助者を、団体の役員や委員にしない、講師に招かない、教員に しない、安易に著作を紹介しない。

- ⑨「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」の監護者に精神科医やカウンセラーも含めるか、新しい犯罪のカテゴリーが必要。
- ⑩全国のワンストップセンターなどは、援助者暴力の情報を常に 集めて情報交換しておく。
- ⑩援助者暴力に特徴的なことは。
- 1.名前の通った支援者が問題を起こしている。
- 2.診断書やカウンセリング記録出さないなど仲間かばいが横行している。問題を起こした人も学会などの役員に選出している。
- 3.援助者暴力は旧来の支援者たちが積み重ねてきて構造的な腐敗の面がある。
- 4.被害は密室で起きるため、証拠がほぼない。cf; 証拠の残し方

- 5.患者が異を唱えた場合、治療をしない、薬を出さない、裁判で人格障害と病名を変えてくる(虚言癖がある、好訴者とも)、一部の謝罪をもって全体の謝罪にすり替える、一審で裁判を止める、などの方法がある(民事で負けても百万円程度ですむ)。
- 6.法的問題として、被害者に立証責任があり、被害者が真実を話せば名誉棄損で訴えられるリスクがあるが、加害者側は嘘をついても処分はない。
- 7.裁判は被害者の経済的・精神的負担が大きく、裁判をしながらの回復は難しい。裁判所の和解は真の和解でなく、加害者に有利となっている。時効も短い。
- 8.援助者によるわいせつ行為は刑法で裁けても、援助者によるレイプを裁く法律が日本にはない。

【演習1】

あなたは支援者です。クライアントのサバイバーの相談内容を本人に確認せずに、漏らしてしまいました。 さてクライアントにたいして、どう説明しますか?

【解答例】

「意に反して良くないことが起きてしまいました。あなたへのケアと説明を最優先します。情報はすべてお知らせします」 【ポイント】事実を隠さずに伝えることが大事。

【演習2】

支援者である自分のミスを、サバイバーのほうから指摘されたとき、どう対応しますか?

【解答例】

「傷つけていたことに気が付かなくて、ごめんなさい。まずはお話をお聞かせください」。

「調査結果はすべてお知らせします」。

【ポイント】話を充分に聴くことと、調査結果をかくさず提示する。

【演習3】

あなたの属している支援団体において、メンバーの 一人がサバイバーを傷つける事件を起こしました。 あなたは問題を起こしたメンバーに対してどのような 態度でのぞみますか?

【解答例】

安易な助言や、仲間かばいはしない。ミスをした援助者が、恐れを克服し、全ての真実を話し、必要な責任を果たせるよう励ましていく。

【演習4】

支援団体が問題を起こしたとき、取るべき措置としてどのようなものがありますか?

【解答例】

- a) 真実説明 b) 被害者の治療・エンパワメント
- c) 謝罪・賠償 d) その他の必要な一連の措置(報告書作成、論文回収、関係機関への説明等)
- e) 個人と組織の再発防止。

【男性性被害に関する参考文献】

- ①グループ・ウィズネス編著『性暴力を生き抜いた少年と男性の癒しのガイド』明石書店、2005年。
- ② <u>Betrayed as Boys</u>, Richard B. Gartner, The Guilfoed Press, 1999. 『少年への性的虐待』作品社,2005。
- ③アンデシュ・ニューマン他『性的虐待を受けた少年たち』 新評論。
- ④森田ゆり著『子どもへの性的虐待』岩波新書、2008。玄野の初期被害を書いた手記あり。
- ⑤玄野武人「男子の性被害を見逃さないで」(「教育」第59 巻・第12号、国土社、2009年)

- ⑥ <u>Victims No Longer: Men Recovering from Incest and Other Sexual Child Abuse</u>, Mike Lew & Ellen Bass, Harper Collins, 1988. 2004改訂版。
- 7 Abused Boys: The Neglected Victims of Sexual Abuse, Mic Hunter, Fawcett Books, 1990.
- ⑧ <u>Female Sexual Abuse of Children</u>, Michele Elliott Ed, Guilford Press, 1993. 女性の加害者
- Male Survivor (IENOMSV): http://www.malesurvivor.org/ 米国の男性サバイバー支援のNPO。ほとんどすべての情報が入手できる。
- ⑩「援助職から被害をうけたら」、公式RANKAサイト

平和学のすすめ

①戦争は、心理的虐待・身体的虐待・性的虐待・ネグレクトとならんで、「第五の子ども虐待」。

虐待・性暴力・トラウマ・医療に関心を持つ者が、戦争をなくすための努力をしないで良いわけがない。

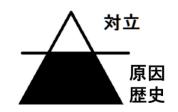
- ②戦争とは、外交によって解決すべき国際問題を、若い男性の命を使って解決しようとする行為。
- ③お勧めは平和学の父と言われるヨハン・ガルトゥングの紛争転換学です。彼の講演会が面白い。

『平和を創る発想術』(岩波ブックレット)、『日本人のための平和論』(ダイヤモンド社)、『ガルトウング紛争解決学入門』(法律文化社)

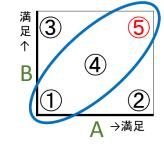


【戦争の解決策は2ステップで考える!】

①ステップ1は、対立の「原因・歴史・背景」を考えます。上の図のように見えている対立は、氷山の一角にすぎないので、海の中に沈んでいて見えない「原因・歴史・背景」を考えます。



②ステップ2は、トランセンド(中の図)などで「平和的解決策」を考えます。



また戦争があったら、下の図の「平和への道筋」の「停戦→和解→協力→調和」にそって平和への道筋を考えます。

◆「ブレイン・ストーミング」が有効です。

平和は一人では実現できないので、複数の人が集まって、たくさんのアイデアを出す「ブレイン・ストーミング」をおこないましょう。その際、出た意見を否定しない、夢のようなアイデアや不可能と思えるアイデアも可能な限りたくさん出します。

